

意見提出手続を経て修正した内容（四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱案・新旧対照表）

修正後		修正前	
別表第1（第8条第3項）		別表第1（第8条第3項）	
入所希望期間における入所対象児童の状況	基準点	入所希望期間における入所対象児童の状況	基準点
1 保護者のいずれかが保育士の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	70	1 保護者のいずれかが保育士の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	70
<u>2 保護者のいずれかが放課後児童支援員として市内の放課後児童健全育成事業所で就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。</u>		<u>2</u> 保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある。	
<u>3</u> 保護者のいずれかが就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	(略)	<u>2</u> 保護者のいずれかが就労（1か月当たり48時間以上労働することを常態とするものに限り、入所許可申請の日時点で現に就労していないもの及び同時点で育児休業からの復職を予定するものを含む。）している。	(略)
<u>4</u> 保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある。		<u>3</u> 保護者のいずれかが妊娠中であり、又は出産後間がない状態にある。	

<p>5 保護者のいずれかが身体障害者手帳（等級2級以上のものに限る。）、療育手帳（等級がA以上のものに限る。）又は精神障害者保健福祉手帳（等級が1級のものに限る。）を有している。</p>	
<p>6 保護者のいずれかが震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。</p>	
<p>7 保護者のいずれかが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。</p>	(略)
<p>8 保護者のいずれかが職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている。</p>	
<p>9 保護者のいずれかが疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいがある。</p>	(略)

<p>4 保護者のいずれかが身体障害者手帳（等級2級以上のものに限る。）、療育手帳（等級がA以上のものに限る。）又は精神障害者保健福祉手帳（等級が1級のものに限る。）を有している。</p>	
<p>5 保護者のいずれかが震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。</p>	
<p>6 保護者のいずれかが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。</p>	(略)
<p>7 保護者のいずれかが職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている。</p>	
<p>8 保護者のいずれかが疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいがある。</p>	(略)

<u>10</u> 保護者のいずれかが同居の親族を常時介護し、又は常時看護している。	(略)
<u>11</u> 保護者のいずれかが求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	(略)

<u>9</u> 保護者のいずれかが同居の親族を常時介護し、又は常時看護している。	(略)
<u>10</u> 保護者のいずれかが求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。	(略)